

商工第233号  
令和3年1月14日

一般社団法人岩手県工業クラブ 会長 様

岩手県商工労働観光部長

岩手県新型コロナウイルス感染症対策に係る知事メッセージ等について

日頃から、本県の商工業・観光業の振興について、格別の御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、1月7日に首都圏の1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）に緊急事態宣言が発令されたところですが、1月13日に2府5県（栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県）が、緊急事態宣言の対象区域に追加されたことを受け、県では、本日、岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部第27回本部員会議を開催いたしました。

この会議において、新型コロナウイルス感染症に係る発生状況等や、岩手県における新型コロナウイルス感染症感染防止対策について報告されるとともに、不要不急の帰省や旅行など、今回、追加で発令された地域も含め、緊急事態宣言区域との往来は、感染拡大防止の観点から自粛をお願いすることや、緊急事態宣言が発令されていない地域であっても、感染が拡大している地域との往来には慎重な判断をお願いする知事メッセージが発出されました。

つきましては、貴会におかれましても、別添の知事メッセージ及び本会議での報告内容について御了知いただき、一層の感染対策や産業支援等に御尽力いただくとともに、会員の皆様への周知について、御協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

担当：商工企画室 管理課長 星野  
電話：019-629-5526

新型コロナウイルス感染症対策本部 第27回本部員会議  
知事メッセージ（令和3年1月14日）

1月7日に首都圏の1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）に緊急事態宣言が発令され、昨日（1月13日）、2府5県（栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県）が、緊急事態宣言の対象区域に追加されました。

また、感染ステージを判断する指標の一つである「直近1週間の新規患者数（対人口10万人）が15人以上の地域」は増加傾向にあり、現在（1月13日時点）、27都道府県となっています。

隣県の宮城県も含まれますが、岩手県と接する地域の患者数は少ない状況です。

改めて、不要不急の帰省や旅行など、緊急事態宣言が発令されている地域との往来は、感染拡大防止の観点から自粛をお願いします。

その他の感染が拡大している地域との往来についても、慎重な判断をお願いします。

国内の感染状況の変化は、県のホームページに随時、掲載していますので、他の都道府県との往来に当たっては、移動先の感染状況に注意してください。

県内の感染状況は、本日（1月14日）現在で、人口10万人当たりの直近1週間の新規患者数が3.6人、確保病床使用率は22%となっており、医療提供体制が直ちにひっ迫する状況ではなく、ステージⅢの状況ではありません。

現在、県内において、感染が拡大している地域との往来に起因する感染が複数例確認されています。

家庭内感染や職場内感染を防止するため、発熱、咳等の体調不良時には、外出を控えていただき、「かかりつけ医」「受診・相談センター」に電話相談の上、早期に医療機関を受診し、検査を受けていただきますようお願いいたします。

令和3年1月14日  
岩手県知事 達増 拓也

## 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更

令和3年1月13日  
新型コロナウイルス感染症  
対策本部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき、令和3年1月7日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところであるが、下記のとおり、緊急事態措置を実施すべき区域を変更することとしたため、同条第3項の規定に基づき、報告する。

### 記

#### 1. 緊急事態措置を実施すべき期間

令和3年1月8日（栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県については、同月14日）から2月7日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第5項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

#### 2. 緊急事態措置を実施すべき区域

栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の区域とする。

#### 3. 緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

# 岩手県における新型コロナウイルス感染症 感染防止対策

- 1 感染が拡大している地域との往来
- 2 基本的な感染対策の徹底
- 3 思いやりの気持ちと冷静な行動のお願い

令和3年1月14日

岩手県

## 1 感染が拡大している地域との往来

### (1) 緊急事態宣言が発令されている地域との往来について

不要不急の帰省や旅行など、緊急事態宣言が発令されている地域との往来は、感染拡大防止の観点から自粛をお願いします。

#### 緊急事態宣言が発令されている地域

栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県

#### 【不要不急の往来に該当しない場合（例）】

- ・ 会社の業務での出張（※ 医療関係者をはじめ県民生活に不可欠なサービスの提供に係る出張、リモート対応が困難な業務による出張 など）
- ・ 病院への通院
- ・ 親などの介護
- ・ 就職活動
- ・ 入学試験

## 1 感染が拡大している地域との往来

### (2) その他の地域との往来について

緊急事態宣言が発令されていない地域であっても、感染が拡大している地域との往来は慎重に判断するようお願いします。

#### 感染が拡大している地域

- 直近1週間の新規患者数(対人口10万人)が、15人以上の地域※  
宮崎県、熊本県、沖縄県、群馬県、茨城県、北海道、長野県、長崎県、奈良県、山梨県、岡山県、佐賀県、広島県、滋賀県、静岡県、宮城県
- 不要不急の往来や外出の自粛のお願いを実施している地域※  
北海道(札幌市、旭川市)、福島県、群馬県、茨城県、三重県、長崎県、熊本県、宮崎県

※ 緊急事態宣言が発令されている地域を除く。(1月13日現在の状況。岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部調べであり、県ホームページで公開していますので、移動の際には、訪問先や出発地の状況の確認をお願いします。)

## 2 基本的な感染対策の徹底

家庭や職場を含むすべての場における基本的な感染対策の実施をお願いします。

特に重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患のある方等※）は一層の注意をお願いします。

### 家庭や職場を含むすべての場における基本的な感染対策の実施

- ・ 手洗い、常時マスク及び咳エチケットを励行する
- ・ 密閉、密集、近距離での会話や発声等を避ける
- ・ 室内の換気、湿度の調節を心がける

新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち重症化しやすいのは、高齢者と基礎疾患のある方です。  
重症化のリスクとなる基礎疾患には、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患、肥満があります。

また、妊婦や喫煙歴なども、重症化しやすいかは明らかでないものの、注意が必要とされています。

出典：「新型コロナウイルス感染症の“いま”についての10の知識」（厚生労働省）

## 2 感染対策の徹底

### 【県民及び岩手県来訪者】

毎日の健康確認、体調不良時は外出を避ける、受診前の電話相談、常時マスク着用、三密を伴う会合等の回避

### 【事業所】

健康状態・行動歴の記録

### 【接待を伴う飲食店の利用者と従事者】

接触情報、連絡先情報の記録

### 【医療機関】

積極的な検査の実施



## 3 思いやりの気持ちと冷静な行動のお願い

感染された方々やその家族などに対する差別、偏見、誹謗中傷は決して許されません。相手を思いやる気持ちを持ち、冷静に行動しましょう。

医療関係者をはじめ、県民生活に不可欠なサービスの提供に従事している皆さまに、感謝と思いやりの気持ちをもって応援して下さるようお願いいたします。